

いわゆるフリーランス新法の概要

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (令和5年5月12日公布 令和6年11月1日施行)

組織に属さずフリーランス(個人)として働く人々が、受託する(した)業務に安定的に従事できる環境を整備するため、フリーランスを利用することで利益を得る事業者の側に、禁止事項や配慮義務等の規制を課すもの。

一般的にフリーランスは、「事業者」と「労働者」の2つの側面を有するが、事業者にあたる部分に対しては下請法等の競争法に準拠した規制を行い、労働者にあたる部分に対しては労働関係法の視点を取り入れた規制を行う。

フリーランス新法における用語の定義

「業務委託」とは

事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。

「特定受託事業者」とは

業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないものをいう。
いわゆるフリーランス。

個人の事業者

「特定業務委託事業者」とは

特定受託事業者に業務委託をする事業者であって従業員を使用する(又は役員がいる)ものをいう。

組織の事業者

シルバー事業におけるフリーランス新法への対応

請負・委任の形態で就業するシルバー会員は、形式的に個人事業者(フリーランス)であり、会員に業務を委託するシルバー人材センターは、フリーランス法上の「特定業務委託事業者」に該当する。

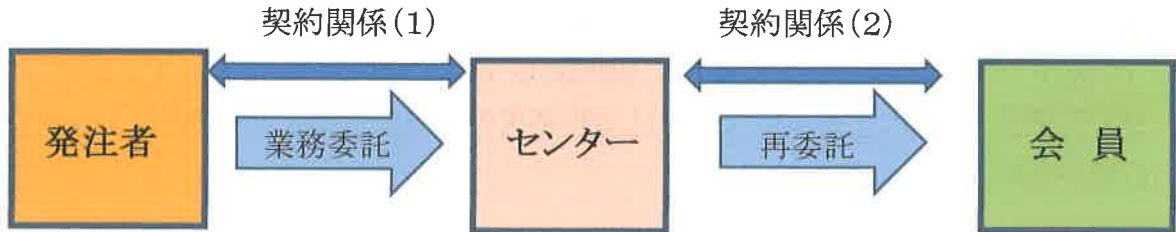
前頁のとおり、フリーランス法上で特定業務委託事業者に課せられる規制は多々あるものの、その多くについては、シルバー事業において特段の問題が生じることは考え難い。

唯一、フリーランス法第3条(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)。
センターはこれを確実に履行しなければならない。

※シルバー会員の場合は、基本的に「役務の提供」であるため、以降は「就業条件の明示」と記述する。

現行のシルバー事業（請負・準委任契約）の仕組み

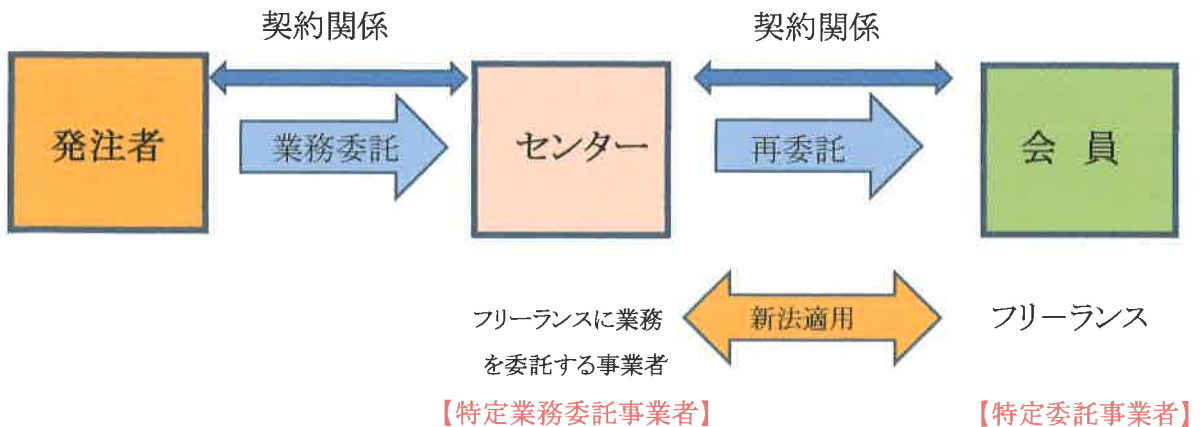
- (1) 発注者がセンターに業務を委託
- (2) センターが会員に業務を再委託



現行の契約形態は、「発注者⇔センター」、「センター⇔会員」の2段階

現行のシルバー事業の仕組みの下でフリーランス法の適用は？

現行の契約方式は2段階。(本来の発注者と会員との間に直接の契約関係が無い)
会員にとっては、常にセンターがフリーランス法上の「特定業務委託事業者」にあたる。
一方、本来の発注者については、フリーランス法の規制がかからないことに。



明示しなければならない就業条件は(本法第3条第1項関係)

「公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律法施行規則」(以下「施行規則」)

(令和6年5月31日公布)

(法第3条第1項の明示)

第1条 業務委託事業者は、特定受託事業者に係る取引の適性化等に関する法律(以下「法」という。)第3条第1項に規定する明示(以下単に「明示」という。)をするときは、次に掲げる事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供により、示さなければならない。

- 1 業務委託事業者及び特定受託事業者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であつて業務委託事業者及び特定受託事業者を識別できるもの
- 2 業務委託(法第2条第3項に規定する業務委託をいう。以下同じ。)をした日
- 3 特定受託事業者の給付(法第2条第3項第2号の業務委託の場合は、提供される役務。第6号において同じ。)の内容
- 4 特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける場所
- 5 特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日(期間を定めるものにあつては、当該期間)
- 6 特定受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- 7 報酬の額及び支払期日

※8～11は、報酬を手形により支払う場合など特殊なケースであるため省略

〒302-0000

取手市取手〇〇〇-〇〇

会員氏名 取手太郎 様

(会員番号 1111)

〒 302-0021

茨城県取手市寺田 5139

公益社団法人 取手市シルバー人材センター

TEL 0297-72-9288

会員就業条件明示書

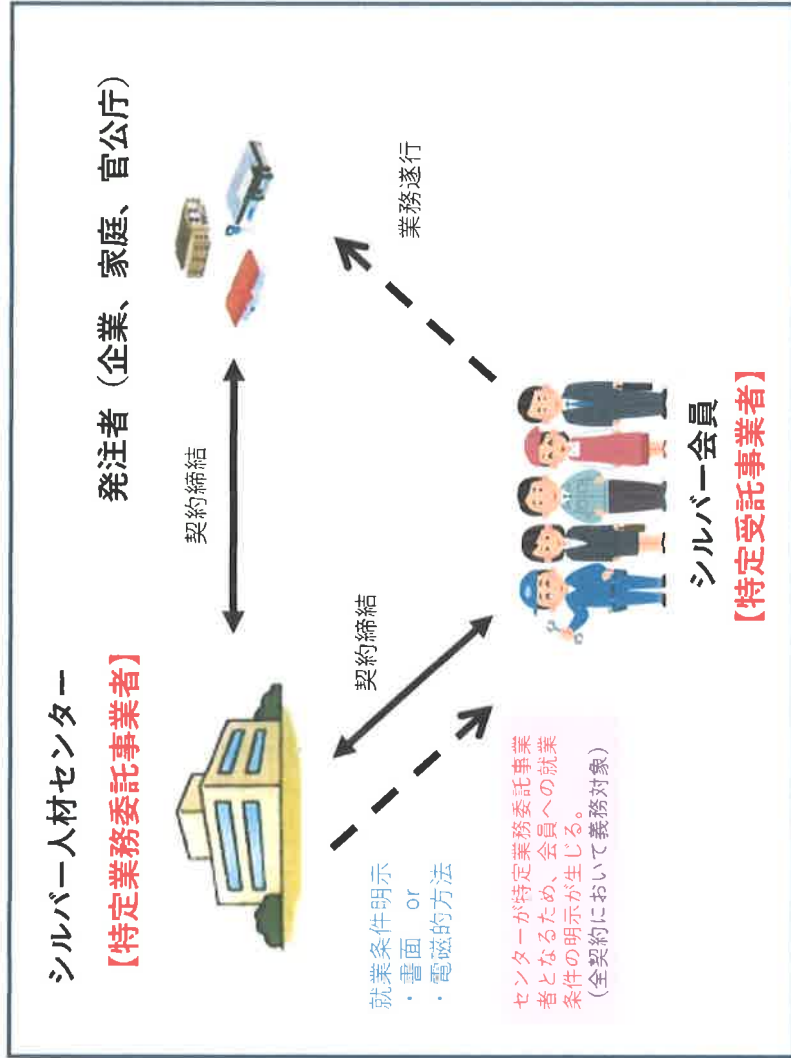
業務委託日：2024年11月25日

公益社団法人 取手市シルバー人材センターは、以下に記載する業務を委託します。

受注番号	06000000		
仕事の内容	植栽剪定作業		
受注件名	植栽剪定作業		
発注者名	取手市役所 藤代総合窓口		
発注者住所	取手市藤代700番地		
就業場所	取手市藤代700番地		
契約期間	2024年12月1日～2025年3月31日		
就業期間	2024年12月1日～2025年3月31日		
報酬額	単価	数量	金額
	1日あたり	6,200円 × 3	計 18,600円
交通費			
支払期日	当月就業分を翌月15日支払い（就業規約、配分金規約 より）		

契約方法とフリーランス新法との関係における就業条件の明示

現行の契約方法 + フリーランス新法



契約方法見直し後 + フリーランス新法

